

社会福祉法人新潟さくら会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：所定労働外時間削減のため、ノー残業デイを週に2回以上実施します。

<対策>

- 令和8年3月～ 状況把握
- 令和8年4月～ ノー残業デイ月に2回の周知
- 令和8年4月～ ノー残業デイ実施の徹底

目標2：育児休業等の制度についてパンフレット等作成し研修として職員へ制度の周知を図る。

<対策>

- 令和8年4月～ 育児休業等の新たな制度の情報を得る
- 令和8年4月～ 制度に関するパンフレット作成、配布、研修等を行い周知

目標3：年次有給休暇の取得率向上とワーク・ライフ・バランスの実現のため、職員の疲労回復、健康維持を図り、正職員の有給休暇取得率を平均70%以上又は有給休暇取得12日以上とする

<対策>

- 令和8年3月～ 取得率が低い事業所における課題の分析
- 令和8年4月～ 年次有給休暇取得率向上のため、計画年次有給休暇取得の促進
- 令和8年4月～ 働き方に関する教育活動の実施